

第一類第三号 國土計画委員会

第二

4

... ..

100

10

して御説明申し上げます。従来の開港のほかに今回新たに十四港を開港に指定いたします理由は、横須賀、吳、佐世保、舞鶴のような舊軍港は、ただいまのところすでに貿易港として利用いたしております。その他築港が相当完備いたしております徳山の他の港も、それ／＼利用いたしておりますのでありますが、不開港でありまして開港法上／＼、特に税關長の許可を受けなければ貿易船がはいることができませんので、この際これらの港につきましては開港に指定いたしまして、自由に入出が出来ますように、便宜な取扱いをいたしたいというのが趣旨でございます。本委員会におきまして、下津その他の開港につきましても、請願もございまして、採擇に相なっておりますことをい／＼、勸告いたしまして、今回提案されたわけでありまして、

また經費につきましては、開港にいたすために特に經費を要することはございません。先ほど申し上げました通り、税關長の許可なしに自由に入出できますために、税關施設を要しますもので、これらの港は支所なり出張所なりをすでに設けまして、皆様の御便宜をはかつておりますから、開港いたしますために特に經費を要する點はないのであります。

○今村(忠)委員 今私の質問に對してお答えがあつたのでありますが、不十分な點を感じるのであります。つまり進駐軍が駐在しておつて必要であるとか、あるいは臺灣、朝鮮のごとき外地が、外國となつたために必要だといふのかという質問に對して、今のお話は全然それとは違つて、港を殖やした方

がいろ／＼な點において便利だといふようにお聴取りしたのですが、その點がどうもはつきりしないのであります。もし港を殖やすことが便利だといふならば、何も敗戦後の今日にそれを痛感することはないと存するのであります。進駐軍關係とか、従来の外地の臺灣、朝鮮が外國となつてしまつたからといふような、戦争によつて起きた事象によつて、かように港を殖やすというならば理窟があると思ふのであります。それ／＼といたしたならば、これだけの港を開港場にすれば、税關の經費だけでも相當であるし、それから第二段として質問した、船を著けるようないろ／＼な設備、倉庫の設備等を考えると、相當の經費が私に要すると思ふのであります。その點今のお答えでははつきりすることができなかつたのであります。もう一度その點を明らかにしていただきたい。

○伊藤説明員 特に進駐軍がおられるから開港を必要とするという點はございません。第二段の朝鮮、臺灣が準外國になりましたためにという點はございします。あるいは近い將來にまつた外國となりましては、なお必要であらうと思ひます。御承知のように朝鮮、臺灣がただいまのような状況になりましたために、それ／＼の往復上特に開港を必要とする港もあります。經費の點につきましては、すでに税關施設の點につきましては、すでに税關施設がたてられましたので、開港に指定いたしましたために、特にそれ／＼以上に税關の人数、その他の施設を殖やす必要はないのであります。上屋その他の施設につきましては、完備をした方が今後の外國貿易にます／＼、好影響がある向きもあるようであります。

けれども、すでに横須賀、吳等の舊軍港には相當つづばな上屋がありまして、これら外國貿易施設の上屋として利用することには事缺かないようであります。先ほど提案理由の説明にも觸れておきましたように、どうしても今後の貿易を盛んにするためには、これらの港を追加いたしまして、地理的にも背後地關係その他輸出、輸入物資の取扱ひ等につきましても、これらの港は開港に指定して御便宜をはかる方が適當であると考えておる次第であります。

○今村(忠)委員 もう一つとお聴きしておきたいのですが、つまり横須賀とか、舞鶴とか佐世保であるとか、吳もそうでありまして、軍港であつた場合には税關等が設備されておつたといふことも考えられるのであります。この十四のうちにはかつて軍港であつた以外のものもあらうと思ふのであります。そういうところに税關の設備があつたといふことは不思議に感ずるのであります。どういふ意味でそういうものが從來あつたのですか。なおこの十四のうち、つまり從來軍港として使用しておつたもの以外の、新たに外國船がはいると言ひますか、外國との交通が開始されるものがあるならばそれ／＼と指摘して御説明願ひたい。

○伊藤説明員 軍港は先ほど御説明がございましたように四つでありまして、それ以外に軍港に準ずるものが徳山、ここはもと開港でございしたけれども、海軍關係でこれは閉鎖に相なつたものであります。軍港に準ずるものであります。岩國には戦時中陸海軍の精油所がありまして、そこに相當港

灣施設がありましたので、これも舊軍港に準ずるものであります。稚内は樺太との交通の要衝でありまして、相當つづばな施設をもつておりますので、これも大體同じようなものであります。その他の和歌山下津、田邊、新居濱、坂出、小松島、こういうような港は、すでに永年國籍を費しまして築港を完成いたしておるのであります。これらは三千トン級の船の出入するのにきつめて便利でありまして、今後朝鮮、臺灣等の貿易には非常にご利用される港であるのであります。かようなものであります。從來とてもこれらの港には相當外國貿易船がはいつておりまして、いわゆる從來は非開港入港の手續き、井開港であるけれども船が入出港する際には、税關の特許を得てはいつておるのであります。これらの港に税關施設があることは當然であります。その他の小さな港には、監視その他のために相當たくさん監視なり出張所なりをおいておるのであります。今回追加いたそうと思ひます十四港は、それ／＼のうちに相當に貿易の實績なり、船の實績なりが多いところのものを、地方の御要望にも備へまして指定いたさんとするのであります。

○今村(忠)委員 今の説明で大體わかりました。ここにあります和歌山下津、廣島、この中國の部分と四國の新居濱、小松島等は、ちよつと考へて朝鮮と貿易するのには便利だと考へられませんか、四國の一部は臺灣とのことは一應考へられますし、酒田の樺太との連絡も一應考へられんではありませんか、何かしらこれらが便乗して、この際開港しておいたらいじやないかと

○伊藤説明員 先ほど申し上げました通りに、開港できませんと、その港に入出する際に一々税關長の特許を電報なり何なりで得なければ、船の入港ができないのであります。開港にしておきますと初めて自由に入出港ができるのであります。最近の情勢をいたしまして、相當不正なる貿易が行われて、密貿易が盛んなのであります。いわゆる開港地以外のところに無断ではいることによつて、悪いことを

する者が多いのでありまして、逐次税関の組織というものを強化いたしませんと、日本の経済を安定するのに非常なる支障を来すおそれ／＼は考えておるのでありまして、開港場には堂々と自由に入出できるけれども、その代り税関の手続をするのでありまして、その他の場所には原則として無断では行かない。こういうのが關稅法の取扱いになつております。従いまして先ほど申し上げましたように、この措置によりまして、特に税関の經費を必要としないのでありまして、これらの十四港には前から税関の施設がありますけれども、不開港に相なつておるのを今同便宜のために開港にいたす次第であります。

摘になりました山陰地方は濱田、築、萩等がすでに開港になつておるのであります。九州には三池、三角、鹿兒島、長崎、御承知のように、若松、下關は開港になつております。山陰九州にも相當ございまして、四國は今治、高知が開港になつております。ただいまのところ四十二港すでに開港でありまして、それに十四を追加しまして、日本全國として五十六開港にいたさんとするのであります。

○今村(忠)委員 もうひとつ最後にお願いしたいのですが、經費がかからぬからぬというだけのことであります。が、實質一體いくらかかりますか、その數字をひとつ示していただきたいと思ひます。

○伊藤説明員 このためには、豫算にも開港のためには一文も追加をお願いしております。

○村瀬委員 ただいまの説明員の御説明で大體わかつてまいりましたが、今の四十二に十四を新たに加えるのであります。たとえば瀬戸内海を見ますと、阪神、關門を除きまして宇野、糸崎、今治、宇部、と今あるわけでありまして、それに加へますと、吳、廣島、坂出、新居濱、岩國、下松まであるわけでありまして、御説明によりまして、船がはいるのに開港場になつて

いる方が便利だといふことはごもつともであります。それならば全部開港場にすればよいということになるのであります。が、將來これを整理をなさるという御方針があるのかどうか。たとえばある港には現在税関の支所があります。それを廢止して今度十四のどこかにもつていくというような御方針があるのか。御方針と

○伊藤説明員 これも今回追加いたすのが十四ございまして、ただいま開港は四十二港ございまして、ただいま御指

いうよりも内意があるのかどうか。か、それをお願いしたいのであります。また經費はかかるまい、かかるまいと言つておりますが、今日の日本の國情から考えますならば、今ある施設を極力效率的に使うということが最も大事であると思ふのであります。船がはいるためには廣く開港場を殖やすのがよいのでありますけれども、それがな

○伊藤説明員 從來におきましても、開港に指定いたしました、一年間に相當の貿易の實績がございせん。際においては、それを開港する規定はござい

ます。たとえば從來の開港の指定は政令によつていたしておりました。關係上、國會の御審議は經なかつたのであります。が、今回法律にいたしましたのであります。今後とも、もし實績が僅

少、もしくは皆無であります。また諸種の事情がこれを許すならば、整理いたすべき時期もあるかと存じております。

それから施設の點であります。實績に伴ひまして人員その他の配置を勘案しなければいけませんし、また少い人員を有効に使うためには、御説のような考えも必要だとは考えております。ただいまのところは、この十四港につきましてはそれ／＼その重要性に應じまして、二十八、三十人ないし、四

人、五人とそれ／＼人員を適當に配置いたしていただくわけでありまして、そこで特に本件のために經費を要しないというふうな申し上げておる次第であります。

○村瀬委員 實績によつては將來整理をするかもしれないという御意見であります。が、實績と申しまして見ても、從來戦時中並びに戦後の非常な混亂状態にありましては、正しい實績は現れていないのであります。今お加へになります十國の港を見ましても、御説明にもなかつたやうであります。が、ペンタランド等の嚴格な説明がつかない港もあると思ふのであります。實際港目録のほんとうの港灣設備、並びにその背後地、物資集散状況、あるいは輸出生産品の状態というやうなものをお考えになりました。今までの四十二の中には、あるいは非常な變動を受けたところがあるかもしれませんが、概してこの四十二は理由と歴史があつて、今まで開港場になつておりますので、かりに一、二の實績が特殊な事情でないからといつて、輕々にこれを整理されるということとは、今まで投じました施設並びに人的配置を輕々に轉換するといふことになつて、かゝつて能率を上げる上に支障を來すと思ひますので、整理という點につきましては十分御勘考をお願いいたします。

○伊藤説明員 ございせん。私に從來からあります四十二のこの施設のそつておりますものを擴充していくという方針でお進みになることを希望いたします。ありますが、それらに對する政府の考えは、いかうございませうか。

○伊藤説明員 ございせん。整理するて、でありますから從來とても整理す

ることができるようになつております。たけれども、私の知つてゐる限りにおいては、整理いたしたことはございせん。諸般の情勢が許すならばと申しましたのは、その意味から申し上げたのであります。實際は一年ないし二年貿易の實績がございせん。でも、それは實績として現れません。ただ取引の關係上他の地を經由したとか、替後地の荷役の關係等で一時その港を經由しなかつたというやうな關係等がございましたことを勘案いたしまして、從來も年額五萬圓以上の實績がございせん。と取消することに相なつておりますけれども、取消したことはないであります。今後は政令によらずして、國會の審議を経て今回も追加いたすものであります。今後整理するやうな場合は必ず國會に諮ることと思ひますけれども、われ／＼といたしましては、まつたく御説のように、その點については從來の施設を活用するといふ意味において整理、閉鎖その他について慎重を期さなければいけないと考へております。

○村瀬委員 最後に念を押してお尋ねしておきたいと思ふのであります。が、今政府の方におきまして、どこかの税關支所をどこかに移したいというやうな腹案の場所でもあるのであります。か。そういうものは一體ないのであります。よろしく、お尋ねいたします。

○伊藤説明員 ただいまのところまつたございせん。

○高倉委員 北海道の稚内が今度開港に指定されたやうであります。これは樺太の連絡の上において唯一の港でありますので、當然であると思ふのであります。が、千島をとられました今

日、今まで根室は千島漁業の基地としての役割をもつておつたのでありまして、今後とも根室は相當に大きな役割をもつものと思ひますが、この根室港が今度開港として指定されておられるのか。

また今後どういふような御意見があるのか。

○伊藤説明員 根室につきましては、ただいまと同様に、今後とも開港として存続いたしまして、整理閉鎖するような考えはもつておりません。

○細野委員 結局今の村瀬さんや今村さんと同じことを繰返すことになりまして、今度の指定は國土計画的な面から立案されたものでないようによろしくお聞きしたい。具體的に申しますと、たとえばここにあります横須賀と横濱というものを考え、また佐世保と長崎というものを考えてみますと、どちらにもヒーターランドの状況、産業の状況というものは、ほとんど似たようなものであると思ふのであります。こういう近いところに二つの開港を置くというところになると、結局力の分散になりはしないか。國土計画的に見まして、はたしてこういう近いところに二つの港を設けることがいいかどうかというところについて、われちよつとまだ了解いたしかねるのであります。

○伊藤説明員 お尋ねのように、非常に近いところに開港がありますると、力の分散になるようではありますけれども、御承知のように港々は皆それぞれ特徴をもつておるのでありまして、ただいまのところ佐世保と長崎、これは、よほど近いのでありますけれども、両方とも相當活潑に利用せられておるようでありまして、やはり兩

方とも開港に致しておきます方が、何かと民間のお仕事の上に御便宜であると考えております。横須賀と横濱につきましては、一應この御懸念、點、私どもこの一年間研究中、いろいろ現地の方とも、縣當局とも打合せしたのでありますけれども、兩方ともおの／＼運つた持あじをもつて利用されるということに意見の一致をみまして、提案いたしました次第であります。

○村瀬委員 これは根本方針をお伺いするのでありますが、開港場というものの一つの規格といひますか、性格に於いて、何か近く御政訂になる御方針があるのでしょうか。たとえば從來あまり聞かれなかつた言葉で、この頃開港場というふうな言葉をよく聞くのであります。從來の第一種港と第二種港とをいふたものは、入港船舶とか、國が施設をしておるのかによつてきめるとか、いろいろあつたようですが、これらの境界といひますか、いわゆる開港場なるものの種類分けというふうなところについて、現在政府のお考えになつておることを伺いたいと思ひます。

○伊藤説明員 今後のわが國の貿易は、歐洲各國を相手にする大船巨船の貿易によるほか、朝鮮、臺灣等を相手とする小型船による貿易を考えなければならぬと考へますので、從來よりは相當小さな港も開港場に指定する方が便利と考へておるのであります。規格と申しましても、ただいまのところでは、背後地なり、貨物集散の状況等を見て、それを關稅法上の開港に指定する方が便利だといふ所は、逐次開港に指定する方がよろしいと考へております。觀光港につきましては、單に觀光

船の出入だけでありますれば、不開港でも自由に入港、出港ができるのであります。たとえば別府などは觀光だけの目的でありますれば、われ／＼の方では開港でなくても出入が自由でありますので、その意味からしまして、特に觀光のために開港をする必要はないと考へております。

○村瀬委員 外國の觀光船を入れるということになりますれば、觀光港こそ開港に非常に重要なこととなつてくると思ふのであります。この點はいかがでしょうか。また私のお尋ねいたしたものは、一口に開港と言つておりますが、それにしまして今お答えになりました通り、小さい船でも入れるというふうな、いわゆる望洋、臺灣等が外國となりまして關係から、一つの開港場に種類分けをするというふうなお考えがあるのかどうか、一律に全部ただ開港とだけおきめになつておくつもりであるかどうか。

○伊藤説明員 觀光港はまことに必要でありますけれども、觀光である限りは出入自由でございますので、特に開港にしたいと申し上げた港に必要ありません。觀光港は非常に重要であります。でありますけれども、特に開港に指定いたしませんでも、御不便なく船舶は關稅法上自由に入ることのできるもので、この必要はないと申し上げたのであります。

それから大きい小さいによつて種類分けにするといふことは、關稅法上の開港に關してはその考えはありましても、たゞ神戸、横濱、大阪というふうな、大きな開港は關稅もございまして、し、やや小さいところには關稅の支所というものもありません。それより小

いところは關稅の出張所というものを置いてあるものであります。それ／＼大小によりまして、これは規格はできしておりますけれども、名稱を第一種開港、第二種開港とは申しておらないのであります。

○藤田委員 開港と從來の第一種、第二種港との關係、つまりその港灣施設の運営にあたつて、國費をもつてこれをやるかやらないかというふうな關係は、この法律が出てどういふふうになりましますか。政府の御所見を承りました。

○伊藤説明員 開港と第一種、第二種港との關係は直接の關連はございせん。港灣の一種、二種に對する指定等については、直接の關連はないと私は考へておりますけれども、しかし開港になりまして、相當貿易の實績がそこにあるならば、それはやはりそれに伴う施設を、それ／＼國あるいは地方が折半ないし分擔して施行せられるといふことは、その後起る附帶的問題であるかと考へております。

○今村(忠)委員 政府委員の説明を聞いて、最後の結論として、かような提案はまづ必要なしと私は思ひます。が、もう一度重ねて補充しておきます。横須賀であるとか、佐世保あるいは舞鶴、吳といふようなところは、進駐軍がおるためにどうしてもそこを開港場にしなければならぬといふような切實なる必要があるのかどうか、われわれに全部否決することを一應は考へておるのであります。他の委員の方の意見を聴いたわけではありませんが、もし全部認められぬとしたならば、この程度だけは進駐軍關係があつてどうしても認めてほしいといふことがと

の中にあるのかどうか、これをお尋ねしたい。

○伊藤説明員 本案は全部政府としては是非とも必要だと考へて提案致しております。進駐軍がおるから必要といふことは、必ずしも進駐軍のための開港ではありません。日本の貿易のための開港の指定でありまして、本委員會について、ほとんど全部の港について請願が全部の地方から出ておるのであります。その趣旨をも十分付度いたしております。かえつて吳等の現地進駐軍は、吳等は日本の關稅法にもまだ開港場になつておらないではないか、あらゆる施設、船等は日本の方に貸してやろうと思ふけれども、さしあたつて日本の法規でさへも吳は開港にしておりではないかと、逆に進駐軍の方から指摘があるくらいであつて、それは自分の便のためではありませす。日本の關稅法上開港になつていないといふことを、逆に進駐軍の方から指摘されておるやうな状況であります。

○今村(忠)委員 吳はそれでは認めることがでさるやうな氣がします。その他に同じやうな理由があるのであります。

○伊藤説明員 全體として關係方面におきましては、本件については非常に熱意をもつております。むしろ今後のことを考へておるのでございまして、自由は手放した、なるべく外國貿易船がはいる港を多くすることを要望いたしております。

○荒木委員 長 御質疑なしと認めます。本案はきわめて簡單であります。お諮りいたします。討論を省略いたします。

してただちに採決したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕「異議あり」と呼ぶ者あり。

○荒木委員長 ちよつと休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後零時二十一分開議

○荒木委員長 再開いたします。小坂大蔵政務次官。

○小坂政府委員 この法律案は、たいへん休會間近になりまして提出いたしましたので、こゝでわかに御審議御採決をお願いいたします。

○荒木委員長 速記中止。

〔速記中止〕

○荒木委員長 速記を始めて。本法案に對する質疑はこれをもつて打ち切りたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒木委員長 續いてはなほだ恐縮であります。貿易局長官には御多忙のところ差繰り出席願つております。なお労働省職業安定局長上山君も出席しておりますので、時間が経過して恐縮であります。暫く日程にはいつて審議を進めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒木委員長 前會に引續き、通告順による質疑を許します。今村忠助君。

○今村(忠)委員 それでは前會に要望いたしました、つまり就職状況の都市と地方における實情について一應明らかにしていただきたいのであります。それ

あるかどうか調べてください。第二には先ほど要求してあるように、この十四の港に入つた船の數、荷の揚げ下し、輸出輸入等があつたら、その量を示していただきたい。そして採決はやはり今日は無理と思ひ、明日の午前中が豫定日でありますからやつていただいて、その上で採決するか、さもないければ開港等の將來長きにわたる問題を突如としてきめることであつて、委員會の態度としてはなほだ將來にきまのを残さぬと思ひ、この點慎重にやつていただくことを希望いたします。

○上山政府委員 御要求になりました數字を申し上げます前に、前の本委員會に缺席して御質問がありました點を承りましたので、關連いたしますことを若干申し上げたいと思ひます。政府の失業對策といたしましては、これは労働大臣初め他の機會等でもいろいろお答えもいたしているものであります。第一の施設といたしましては、公共職業安定所の效率的運営並びに職業指導施設の擴充強化を意圖してゐるのであります。さらに第二の施設といたしましては、輸出産業その他民需諸産業の振興による雇傭量の増大化と公共事業の實施を考え、さらにどうして失業者として出ます者を、失業保險なり失業手当で救つてやろうと考へてゐるのであります。従つて公共職業安定所がなるだけ活動の面を廣くいたしまして、一人でも多くの失業者を就職させるように努力いたしたいと思つてゐるわけでありまして、そういう趣旨からいたしまして、今村委員の御心配になります點は、御趣旨のほどは私たちがよくわかるのであります。ただ一面、先般國會で議決を願ひまして本日から施行になつております職業安定法、これは新しい職業行政の方向を規定したものであります。この職業安定法におきましては、なるだけ職業の紹介なり募集は、労働者が現

に住んでおります所から工場に通うというよりな建前で考へてゐるのであります。すなわち職業安定法の第十九條第二項では「公共職業安定所は、求職業者に對し、できるだけその住所又は居所の變更を必要としない就職先にこれを紹介するよう努めなければならない」とありまして、また第三十九條には「労働者の募集を行わんとする者は、通常通勤することが出来る地域から、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働者を募集するよう努めなければならない」といふ規定があるのでございまして、なるだけ通勤地域から募集する、またそこに紹介するというような原則を立ててゐるのでございまして、この趣旨は申すまでもなく労働關係、雇傭關係の民主化をいたしたために、遠隔の事情のわからない所から労働者を募集してゐる。また事情のわからないような所に労働者を紹介するということを極力避けまして、できるだけ通勤できまうような、地元で人を募集もし、また紹介もいたす、かような建前をとりましたような次第でございまして、もちろんこれは原則でございまして、ただいまの工場立地が必ずしも労働力の給源に適當するようにはできておりませんし、また將來におきましても、工場の種類によりましては、必ずしも地元からの労働者募集で足りないような工場もあると思ひのであります。一つの大きな原則といたしましては、極力遠い所から人を連れてくるというのをよしまして、地元から募集もし、紹介もいたすという原則を立てたのであります。このことも

ひとつ御承知をお願いいたしたいと思ひのであります。それで私たちがいたしましてはこういう法を御可決願ひいたしましたわけでございますので、遠い所からの募集なり、遠い所への紹介は避けるような方向で努力してまいりたいと考えてゐるわけでございます。

それで御質問の中にあつたところの職業紹介の實情でございますが、ちよつと都市と郡部というよりな都合のいい數字もございせんので、できるだけ近いものを申し上げる趣旨で、大都市の所在しております府縣とそれ以外の府縣との、昭和二十一年度中の職業紹介の實績がございまして、それを申し上げます。すなわち、まず求人數で申しますと、全國で三百一十七萬五千八百八十八とございまして、そのうち大都市のございまして府縣が百三十二萬一千六百六、それ以外の府縣が百六十六萬五千九百五十二、かような數字でございまして、これに對しまして求職者の數は、全國で二百二十三萬二千三百三、大都市のありまして府縣が九十三萬五千九百八十六、それ以外の府縣が百二十九萬四千二百七十七という數字であります。それからなお御参考のために、就職しました者の數を申し上げますと、全國で百二十八萬二千九百六、大都市のありまして府縣が四十四萬九千三百四十六、それ以外の府縣が八十三萬三千五百六十という數字になつております。これをパーセントで申し上げますと、求人數は全國を百といたしますと大都市所在の府縣が四三・八％、それ以外の府縣が五六・二％、求職者の數に全國を百といたしますと、大都市のありまして府縣が四二・二％、それ以外の府縣が五七・八％とな

つております。なお御参考のために就職者の数字を申し上げますと、全國を百として、六大都市所在の府縣が三一・九％、それ以外の府縣が六八・一％ということになっております。すなわち六大都市の所在しております府縣は、求人数におきましても四三・八％という相當大きな割合でございますが、しかし一面求職者にいたしましては四二・二％でございます。全然比例してゐるといふところまではいきませんが、しかし大體同じような割合で、求人者も相當の割合だが、求職者も相當の割合を占めております。これは別な見地から求人数を百といたしました場合の求職者の数を申し上げますと、六大都市の所在府縣は七〇・八％それ以外の府縣は二九・二％、すなわち都市よりも郡部の方が求職者の数は多いということになっておるのでございますが、しかしいづれにしても七〇％ないし八〇％というような数字になつております。なお求職者の数に對しての就職者の数でございますが、これは六大都市所在府縣は四三・七％それ以外の府縣は五七・五％、かような数字になつておるのでございます。すなわちこれはどういふことかと申しますと、六大都市の方が求職者に對して、實際就職した者の割合が低いということでございます。これもいろいろの原因が考えられるのでございますが、その一つの大きな原因として、六大都市等のあるところは住宅事情が非常に悪いために、求人者の側では自分の家から通勤する人を希望する。ところが求職者の方ではなるべく住込みなり、あるいは大工場等の寄宿舍のあるところを希望するといふような、住宅事情が原因になつて、

求人と求職とがうまくマッチしないという事情が非常に多いのでございまして、こゝういふ面から見ても、住宅事情のよくないために、大都市においての職業紹介がうまく行つておらないといふことを申し上げることができると考へるのでございます。御参考のための一つの数字を申し上げますと、これは昭和二十二年八月十五日の失業の指數の調査でございますが、これには商工業地域と農山村地域との二つの分類でやつておりました。ただいま問題になつております都市と、それ以外といふやうにびつたりとは行つておりませんが、一つの御参考になると思ひます。すなわち商工業地域においては、失業者の率が、男子四・八四％女子四・八五％合計四・八四％農山村地域においては男子四・二四％女子二・六四％合計三・五二％になつておりました。この数字は商工業地域においては、失業者が國民なり労働者のうちで比較的率が高いといふことを示しておるやうなわけでありまして、そういうことをいろいろ總合して考えますと、なるほど一つ一つの例をとると、都會の方には求人人口があり、農村の方に適當な求職者があつたといふ場合も考えられるのでございまして、全體を通じて申せば、都會の方には失業者が多い。それから大都市の職業紹介が住宅不足の爲でうまく行つていないといふ事が考えられますし、また今回議會で御議決願いたしました職業安定法の趣旨も、できるだけ通勤できるやうな地域から工場へ紹介いたし、また募集もなるだけ通勤できるやうな地域から原則としては認めるという建前をとつておるところから考えますと、職業行政の立場にお

いても、ただいまの事情では、都市への轉入が相當程度抑制されるのもやむを得ないやないか。なおどうしても國民生活上困るやうな者については、例外的場合を認めておるわけでございますので、今面の措置はやむを得ない措置だと考へております。

○荒木委員長 村瀬宣親君。

○村瀬委員 私は内容の二、三をお尋ねいたしたのであります。その前にこの法案自体について根本的なものをお尋ねしておきたいと思つてあります。それは本委員會の權威を保持する上にも必要であり、またよき先例を残すためにも必要であると思つてあります。と申しますのは、この附則であります。附則の終りに「建設院設置法の一部を次のように改正する」とあります。しかし建設院設置法といふものは、まだ一向出ておりません。これは見方によりますと、單なる手續の順序が狂つたといふことで済まされるかもしれませんが、これがあつたは消防組織法案とか、最高法務廳設置法案といふやうな面に出ますならば、それでも大體不都合なものでありますけれども、靜かにしておつてもよいといふことも考へられるのであります。本委員會においては、かねてから建設省をつくりたいといふことは、各委員が相當心に述べ來つたことではあります。それに對してことさらに排撃するかのごとく、まだ法案も出ていない前に、こゝういふものをちやんと附則につけてくるということは、委員會なるものの審議をいかに軽く見ておるか、自分たちの思ひ通りであるといふ官僚のものの現われであると私は考へるものであります。本委員會に初めてかかる法案が無視して出されるといたしますれば、將來委員會の權威にも關することであり、また非常な惡例をも残すことであると思つてあります。一體いかなる御所論かやうなものをここに提出したつたものであるか、またこのまま通すにも、嚴格に解釋いたしますれば、かようなものは審議にかけることすら考へものであると思ひますが、これは法制局等の官僚のお考えか、この際委員會に對する根本的な點をまずお伺いしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 村瀬委員からたいへんきつい御言葉を承りました。が、挑戦とか何とかいふ趣旨はもとよりないものであります。ちやうどいふ機會でございますから、率直にかようなことになつた経緯をひとつ申し述べて、御了解をいただきたいと思ひます。實は内務省解體に伴う諸種の法制措置をとつて、實は一回こちらに御提案したのであります。が、萬やむを得ない思いがけない都合によつて撤回申し上げて、そして新たに提出しようといふことであつたのであります。従つて内務省解體に伴う法案として、今回地方財政委員會法案なるものの御審議を煩わしておるのであります。それと相併行して建設院設置法案、これは撤回後における新しい法案として、建設院設置法案を併行して準備しておつたのであります。政府内部の手續としては、ずつと前にきまつておりました。従つてこの都會地轉入抑制法案を準備する前の段階において、一應政府内部の方の準備は済んでおつたのであります。建設院設置法案の第四條第八號の中に緊急措置令といふものをうたつておつたわけでありまして、ところがその後ま

た今日思ひがけないやうな事情が生じまして、つい建設院設置法案の國會提出が遅れてしまいました。なお今日まだ御提案申し上げておらぬのであります。これは明日あるいは明後日か、近い機會に提案の運びになるといふ。

結論の段取りにまいりました。さうな経緯がありましたために、おかしな形になつて實はお手もとに出してしまつたわけでありまして、従いまして、この附則の御處置は國會の立法機關としての適當な御處置をまつはかたはない。またお願いしなければならぬと私は思つております。建設院設置法の方は今申しましたやうなことで遅れてまいりました。それから、この設置法の中にあります第四條第八號をちよつと手直しいたしました。法律の文字をかえて御提案しようといふ運びに今日なつたわけでありまして、従つてその扱ひ方の問題は、國會とわれわれとの腹藏なき行きがかりの御説明をこちらから申し上げまして、そして御處置は國會の御處置をまつはかたはないと考へております。なおその問題については、また別の機會に述べることがあると思つております。が、一應の経緯としてはさうなことであります。その點の行き違ひと申します。が、やむを得ざる行き違ひではありますけれども、これは深くおわびを申し上げなければならぬといふやうに考へておるわけでありまして。

○村瀬委員 最初に提案の理由のほかに、ただいまお話になりましたやうなことを聽き得る機會は多數あつたと思ひますが、私の質問によつてお答えになるという點をなお一面遺憾に思ふの

な原因として、六大都市等のあるところは住宅事情が非常に悪いために、求人者の側では自分の家から通勤する人を希望する。ところが求職者の方ではなるべく住込みなり、あるいは大工場等の寄宿舍のあるところを希望するといふような、住宅事情が原因になつて、

求人と求職とがうまくマッチしないという事情が非常に多いのでございまして、こゝういふ面から見ても、住宅事情のよくないために、大都市においての職業紹介がうまく行つておらないといふことを申し上げることができると考へるのでございます。御参考のための一つの数字を申し上げますと、これは昭和二十二年八月十五日の失業の指數の調査でございますが、これには商工業地域と農山村地域との二つの分類でやつておりました。ただいま問題になつております都市と、それ以外といふやうにびつたりとは行つておりませんが、一つの御参考になると思ひます。すなわち商工業地域においては、失業者の率が、男子四・八四％女子四・八五％合計四・八四％農山村地域においては男子四・二四％女子二・六四％合計三・五二％になつておりました。この数字は商工業地域においては、失業者が國民なり労働者のうちで比較的率が高いといふことを示しておるやうなわけでありまして、そういうことをいろいろ總合して考えますと、なるほど一つ一つの例をとると、都會の方には求人人口があり、農村の方に適當な求職者があつたといふ場合も考えられるのでございまして、全體を通じて申せば、都會の方には失業者が多い。それから大都市の職業紹介が住宅不足の爲でうまく行つていないといふ事が考えられますし、また今回議會で御議決願いたしました職業安定法の趣旨も、できるだけ通勤できるやうな地域から工場へ紹介いたし、また募集もなるだけ通勤できるやうな地域から原則としては認めるという建前をとつておるところから考えますと、職業行政の立場にお

いても、ただいまの事情では、都市への轉入が相當程度抑制されるのもやむを得ないやないか。なおどうしても國民生活上困るやうな者については、例外的場合を認めておるわけでございますので、今面の措置はやむを得ない措置だと考へております。

建設院設置法案、これは撤回後における新しい法案として、建設院設置法案を併行して準備しておつたのであります。政府内部の手續としては、ずつと前にきまつておりました。従つてこの都會地轉入抑制法案を準備する前の段階において、一應政府内部の方の準備は済んでおつたのであります。建設院設置法案の第四條第八號の中に緊急措置令といふものをうたつておつたわけでありまして、ところがその後ま

た今日思ひがけないやうな事情が生じまして、つい建設院設置法案の國會提出が遅れてしまいました。なお今日まだ御提案申し上げておらぬのであります。これは明日あるいは明後日か、近い機會に提案の運びになるといふ。

次にお尋ねいたしますのは、先ほど來本案の必要なる、やむを得ないゆえんを承りますと、その主眼というか大きな理由は、都市の住宅という點にあることがまず／＼明らかになつてまいつたのであります。これは一昨日今村委員から再三質問もあつたことであります。が、田舎の方におきまして、またこの都會地でもあります。が、やはり家がたくさん建てば、こういう憲法違反ではないかといふようなおそれのある法律案を出す必要はないといふことになるのであります。根本を極めますと早く家を建てるのが、こういう困つた法案を一日も早くなくしてしまへる唯一の方法と考へるのであります。

それでお尋ねいたしますのは今日の建築に對する許可と言ひまするか、手續の問題でありますか、實際復興院

○伊東政府委員 住宅不足のためにこ
ういふ法律措置を講じなければならぬ
ことはまことに遺憾でありまして、私
どもとして極力この轉入抑制をされる
市並びにそのほかの地區についても、
住宅の急速に増加するように極力考
へておるわけであります。ただいまお
話のとおり臨時建築等制限規則を行
つてまいりますが、まことにやむを得
ない資材の不足その他による事情があ
るわけでもありますが、この取扱方につ
きましては、できるだけ住宅に重點を
おきまして、住宅に重點をおきまして、

○村瀬委員　資材で遅れるということもありませんが、さような隘路がわかつておられますれば事を忠實に運ぶためには、その隘路を至急に打開していただきたいと思うのであります。私たちが聞いたしますのに、建築の許可は復讐院でやりながら、建築に對する資材

の割當をきめるようにいたしたいと思つておりますが、何分にも税務署と各省の行政に關係することがあつて、全然復興院だけの考へで取扱ふといふことにはいきかねるものがあるのです。その邊なるべく一般の方々には迷惑のかからないような結論を得たいと思ひまして、ただいま研究いたしてあります。何か近いうちに改善の具體をきめたいと思つております。

○村瀬委員　その點は至急に緊意を

忘るがうで逃すとおもふは、從來は轉入ができないために非常な困難を感じ、従つてその目的を達しないというような關係があつたもので、それから、もう一つに對しては、一時的の期限をきつて轉入を許し、その期限が切れたらまたものと所に歸るといふことが、すべての目的を達成する上非常に好都合である、こういう意味において期限を切つたのであります。その他災害のあつた場合に、他の方面から

應援をするという場合にも、食糧その他の關係上抑制せられておる所に對しては、戰災復舊が非常に捗らない。そういうことから、應援隊に對しては一定の期間を切つて轉入抑制地域に入つてもらうという考えからこの期限を切つたのであります。

○村瀬委員 具體的に一時的という意味であります。たとえば十箇月なら十箇月ぐらゐまでは認めるとか、もう少し具體的な點をお聴かせ願ひたい。

○岩澤政府委員 十箇月とかあるは一箇年ということではなくて、いわゆる臨時のものをご大體指していききたい、こう考へております。

○村瀬委員 具體的には臨時のなというお答へであります。また特殊勞務者、各種講習會、災害が起つた場合というような例をお引きになつたのであります。その他の場合においても、あるいは三箇月、五箇月という理由をつけて、これを廣く適用し得るといふ場合が起るのではありません。この要綱を各末端の行政市町村においては、相當廣く解釋したいという希望が出てまゐつておるのであります。その點についてもう少し具體的な御説明を承りたい。

○岩澤政府委員 その點につきましては、やはり御説の通り、ただいま申しましたような例示のものでなく、ほんとうに必要、たとえば個人關係で申せば、病人があつて、親類から看護に來なければならぬ、こういうやむを得ない場合においては、やはりこの期間を切つて轉入を許すというやむを得ない、要するにこれは運用の方法によつて、この規定を活かしていきたいというように考へております。

○村瀬委員 看病という例が出てまいつたのであります。さうな場合に期間を次々／＼に更新をしてまいりまして、かなり廣い意味にこれを利用して、一般の支障を除くというように解釋をしてよいものでありましようか。もう一度伺つておきたい。

○岩澤政府委員 この一定期間を限つて許すというのは、われ／＼は非常に考慮いたしましたので、今お話の通り期間を區切つてだん／＼やれば結局永久におられるということになるのでこの點は嚴重な査定をしなければならぬと考へております。

○足立委員 この法案は憲法違反ではないかという疑問をもちますので、その點を納得するためお尋ねしたい。まず第一にお尋ねしたいのは、憲法の二十二條には居住、移轉、職業の自由を認め、ただ例外的に公共の福祉に反する場合においては制限することができると。それからこういう抑制の法律を出す必要がどこにあるかという、過度の人口の集中のためにうんぬんというところが公共の福祉に反する、それであるから抑制するのだ。従つて憲法違反にならないのだ。こういうふうな解釋をせられておる、しかしそれはどういふ條項がはたして公共の福祉に反するかどうかという點を、詳細に検討してみることがあると思ひます。まずその前提をいたしまして、過度の集中ということをつておりますが、これは何を基準にして言ふのであるか、そうするとこの點は、都市においても、商業都市、政治都市、あるいは生業都市というようにいろいろ分れますが、そういういろいろの都市の具體的設備によつて自然的に人口が殖えて來た。ある一定の都

市においては、生業設備、商業的施設、あるいはヒンターランド、そういう點から考へてこれだけの人口が集中して、これだけの都市ができた。そういう點からはたしてそれが過度であるかどうかという點が一つの問題であります。その次に住宅とか食糧、そういう事情からして、それがこれ以上集つたら過度であるかどうかという點、この二點が過度の集中というところに疑問をもつのであります。こういう事實的關係に對して、政府の方でどういふ解釋をなさるか。過度の集中ということはどういふ點からお考へになつたか、それをまず第一に聴きたいのであります。

○岩澤政府委員 都會地の轉入抑制法であります。都市の收容力というものは、その都市の經濟、生産にマツテするやうに大體の最大限として取扱ふべきものだ。國土計畫の上から言へば、當然考へなければならぬことと思ひます。しかしながら今の段階においては、結局この地域が住宅、食糧の事情が非常に十分でないという點から、轉入抑制をこの地に施した方が、社會の治安を保つ上に、またその他の事情からいひではないかという考へから、構想したものであります。

○足立委員 そうすると、都市の性格とかいふものは重點ではないというのですね。

○岩澤政府委員 大體われ／＼として考へております。

○足立委員 次の問題は、抑止をしないで放任した場合に、都市にどれだけ人間が集中するかという點を想定されましたか。

○岩澤政府委員 これはやはりその都市における住宅なり食糧の配給、その他の惡條件を見ますと、おのずから限度が起つてくると思ひます。しかし家庭で申せば、一升のますに二升も三升も一度に入れると、それだけのものはあふれて、社會のいろ／＼の惡の根源とか、また治安の上から非常に憂心すべきことが生ずるおそれがないことはいふまでもなく、それを未然に防ぐといふこともまた考へたのであります。

○足立委員 私の考へから行きますと、住宅が不備であらうかどうかという問題、もし經濟的の必要があつたならば、ここに集中してゐる。食糧も何らかの方法でもつてくる。こういうやうな人口の集中は、住宅とか食糧は第二の問題として、經濟的の必要に應じて人口が集中していくのだ。これを防ぐ方法はないのであります。それを基本にして、はたしてこの都市にどれだけ人口の收容力があるかという想定のもとに、もしこの抑制をしなかつたらばどれだけ人間が收容できるかどうかという、基本的な統計のもとに立てにならないと、この問題はいかぬ

のではないかと思ふのです。國土局長としては根本的なものをお考へですか。

○岩澤政府委員 この點についてはまったく御同感でありまして、われ／＼といたしましては、抑制地域ばかりでなく、將來における日本の國土計畫の見地から、東京は何百萬が限度であるとか、あるいは阪神地方はどのくらい

の收容力で、それ以上は困るとか、この研究を今いたしておるのであります。從來からの實績から申しますと、お説の通りに經濟力の過大な所に對して、人口の流入することは當然の理であります。しかしここに都市集中の弊が非常にあるのであります。これを何かの機會において抑制して、健全な都市の發達を願ふことが、國土計畫上最も必要ではないかと考へております。一面においてはこの人口集中を住宅とか食糧で抑制はいたしますが、根本はやはり將來における都市の發達というものは、お話の通りに人口の限度をきめて、それでいろ／＼の國土計畫上の見地から施設を進めていくといふ考へであります。

○足立委員 私はやはり國土計畫の見地からいひか住宅がなかつたら、食糧がなかつたら、一つの經濟的の必要があるならば、こゝへ必ず人間が集中してくるといふ前提に立たなければ、その理論は立たないと思ひます。しかしば東京都あるいは横浜市において、現實の問題として、このわくをはずしたならばどれだけ人間がはたして膨脹するであらうかというやうな、一つの假定的な想定がなければ、この法案の根據がないと思ひますが、その根據を伺いたいと思ひます。

○岩澤政府委員 その根拠は今どのくらいかということは、数字的には申し上げられないのであります。また事実どのくらいの者がはいるかということ、は、そのときの状況によつて判断しなければならぬ。われ／＼としては、とにかく従来の状況から見て、先ほど申し上げた通りに、都市の治安關係その他に對して、都市生活面で非常に影響を及ぼすという抽象的なことが相當加わつておるので、数字的にどのくらいが流入するかというところをお示しするかといいことは、まだ統計も何もとつていないし、また考えても見なかつたので、ただ抽象的にこの問題は考慮しなければならぬというだけの問題であります。

○足立委員 私のお尋ねいたしたいのは、たとえさういう法律をつくる場合に、漠然とした一つの抽象的な考えをもつてやることはいかぬのである。東京の生産力とか、横濱の生産力、または地理的な分布なり、あるいは商業的な理由なりによつて、現在これだけの人間がある。これを抑止するとどれだけの人間になる。これについては都市はどれだけの膨脹指數をもつておるといふ確固たる根拠に立つて、初めてここに法律の根拠ができる。漠然としたただ一つの抽象的なものであるということでは、この法律そのものは根拠がないと考えますが、その點いかがでございますか。

○岩澤政府委員 ただいま抽象的に申し上げましたが、この抽象的というところは、現在までの東京なりあるいは抑制地域の人口の増加率というふうなものから判断いたしました。當然今放任すれば、昔の東京ならば七百萬とい

う人口があつた。それが敗戦直後においては二百何萬に減つた。これを放任すれば、何かのときにおいて、結局住宅なり食糧を無視してでもどし／＼押寄せる。いわゆる七百萬くらいの限度になるという状況は一應うなすけるのであります。しかしそれは事實さういふような人口はいつてこない。しかしその人口の増加率は、敗戦後は従来の増加率と比すれば、よほど急激に増加するといふことは一應は考えられますけれども、どのくらい増加するといふ規定の材料もないし、それは全然できなかつたのであります。

○足立委員 本法は一年という期限を切つてあるのでござりますが、はたして一年のうちにこれを抑制しなかつたならば、どれだけの人間が集まるといふ想定がなければ、この法律の根拠はないと思ふのでありますが、いかがでございますか。

○岩澤政府委員 参考案として御配市申し上げた通りに、大體抑制以後は月に三萬前後になつておるのであります。抑制前は、たとえばこの表で見ますと、終戦後において二百七十萬のものが、四箇月間に百六十六萬ばかり増加しておるのであります。

○足立委員 それからこの法案を見ますと、都市の轉入に對して相當窮乏な法案になつておりますが、私どもの觀點からいいますと、この法案の運用において、制限を解いたのとほとんど同じ結果になるのではないかと考えております。

そこでもう一つお尋ねいたしたいのは、この法案のわくによつて制限してはいる場合と、解除する場合の差はどういうものかお尋ねしておきたいと思ひます。

○岩澤政府委員 その點につきまして、從來から緊急措置法案の場合の基準は、今お手もとに差上げた通り、その範圍内においてやつておりますので、非常に廣範圍にわたつたものなのであります。しかし今後この基準はなにお皆様の御意見も總合いたしまして改善をしていきたいと思つております。

○足立委員 そうではなく、この法案を見ると、非常にルーズなもので、相當な程度において轉入が可能であると思ふ。この法案によつて許す人間の割合と、全然解除してしまつて自由に入つた場合と、どれだけの差が出てくるかお聴きたい。

○岩澤政府委員 從來の實績から申しますと、抑制した都市でいきますと、東京で申しますれば、なほ三〇%の轉入の餘裕がある。京都では四〇%、大阪ではなほ餘りが六〇%、堺では一〇%、岐阜では満度になつております。

○足立委員 それは私の尋ねておる趣旨と違つておると思ふ。轉入の申請をされてそれで許可した数字がどれだけかということをお聴いておるのです。

○岩澤政府委員 今申し上げたのはその差額の話です。東京では現在七〇%になつておりますから、この基準でそのまゝいけばなほ三〇%のものがはいり得ると思つております。

○足立委員 三〇%だけ人間が多はいるというわけですか。そこでお尋ねいたしますが、七〇%を自由に入れて三〇%だけをとめなくてはならぬといふ法律をつくる理由がどこにあるかといふことでありま。

○岩澤政府委員 この七〇%というのは轉入の許可をしたものなのであります。自由に放任したというのではありません。

○足立委員 前に戻りまして、私のお尋ね申し上げたいのは、自由に放任する場合と、このルーズな法の運用によつて轉入を許可すると、ここに差が出てくるが、その差はどれくらいのものであるかといふことでありま。

○岩澤政府委員 結論的には、一つ申し上げますと、結論的には、この法律をつくつても、これだけのルーズな扱いができるのなら、ほとんど自由轉入をさせるのと變らない結論に到達せざるを得ないのではないかと、いふことでありま。

○岩澤政府委員 終戦直後から抑制前までにおいては、大體一月十六萬くらい増加しておつたのでありますが、この法令ができて、抑制をし始めてから後の一月における人口の流入は、大體三萬から四萬くらいのもになつております。

○足立委員 それで一番問題は住宅だといふことを常々聴いておりますが、國土局の方では、この一年間にどれだけの住宅ができて、轉入を許可してもいい状態になるという見通しがついておるか。私の考えをもつてすれば、一年経つたところから公共の福祉を阻害しないような住宅の建築はとていできないと考えるが、何の根拠をもつて一年とされたのでありますか。

○岩澤政府委員 これは先ほどから御指示になりました通り、住宅を制限するといふことは憲法違反だといふようなおそれがある法律でありますから、これを無期限にすることはまず／＼問題になるので、一應はこの前の緊急措置令と同じように區切つて、できるだけ早くこの法律を廢したい。昔のように自由に住居できることが最も望ましいのでありますから、無期限というよりも多少は期限を切つた方がいいといふので一年ということにいたしましたのであります。ただいま御指示になりましたように、したうな、しからば住宅はどういう見通しになるかといふ點にかかわつてくるのであります。復興院の方の計畫においては、相當數一年の間にやるというように、多少は緩和されるのではないかと、いふ意味において、一年という期限を一應切つたのであります。それがなほ住宅がど／＼確定以上ででき上り、また食糧の事情も非常に緩和せられるという場合においては、この法律が實際あつても、その運用によつてほとんど自由になるということが最も望ましいことではないかと思ひます。

○足立委員 しからば一年の間にこの法律を解除してもいいくらい住宅も建ち、食糧事情もよくなるという見通しを、國土局長はおもになつておるのですか。

○岩澤政府委員 私はさういふことを最も望んでおります。

○足立委員 いや望む望まぬではないのです。さういふ見通しをもつておるかといふことが問題なのです。

○岩澤政府委員 さういふようなことは非常に望ましいことではあります。一年においてはこれが廢止できるということとはちよつと斷言しかねます。

○足立委員 しからばはつきりした根據の上に立つて、一年の後にどれくら

いの人間がはいれるのか、これに對してはどのくらいの住宅が建つのか、この建つのはどのくらいかかるかという點點の上に立つて、三年でも五年でも、必要なだけの期間をきめて、この法律をきめて、必要があつたらだちにやる。この法律はなにか見ておるとでたらめで、一つも根據がないように思ふのですが、この點いかがですか、

○岩澤政府委員 お説の通りに、もちろん一年後に住宅とかあるいはその他の狀況が懸れば、これはまた延長をせざるを得ぬと考へております。

○足立委員 その次に今度は法制局長官に一つお尋ねいたします。それはこの住宅というのは、各人が皆承諾の上で一家族の中へ五家族も六家族もはいれる場合の住宅で、はいりたい人がたくさん来たところが、決してそれで公共の福祉を害するということはないと考へますが、どの程度に住宅があつて人間がたかさんはいつておつたら公共の福祉を害することになるのですか。

○佐藤(達)政府委員 ただいま國土局長との質疑應答を拜聴しておつたものであります。要するに現狀において困つておるといふのは、今の國土局長のお話によりまして、住宅もありましよし、あるいは食糧もありましよし、いろいろな要素をさつきから列挙されておるのであります。今の総合的な觀點から話が出ておるものと私は考へております。すなわちちやうど足立さん御自身のお話に出ておつたように、大體全然この法律がなかつたら、一體どのくらいの公共の福祉に弊害があるかという問題で傾聴しておつたのであります。それで今のお話でもその證據を出せということになります

と、一々精密なる數字をあげて、かようかくく／＼次第になるといふことにおそくならざるを得ない。それによつて證明するとは何人も一目にして納得し得る方法だろと思ひます。しかしこれは今の御答辨からいいますと、われ／＼部外の素人から考へましても、今日數字を出すことは困難であらうということになります。今日の各都市における、列挙されました十の各都市における現狀を、大所高所から把握して判斷していくよりほかはないのではないかと、今日まですでに抑制を續けてやつてきておりますが、なおそれですら殖えつつある現狀でありますから、とうていこの法案なしには濟まされぬ。すなわちこの法案がなくては公共の福祉に大きな影響がくるということはお判斷願われると思ふのであります。そういうところから、國會としてひとつ御判斷を願ひたいと、こゝ考へております。

○足立委員 私は具體的に考へてみまして、住宅が少い、そして住宅が少なければ、いくらはいりたくてもはいつてこない、それで一家族の中に五家族も六家族もはいるといふことは、お互いの承諾の上ではあるのだから、いつたところではこれは公共の福祉を害することはないと思ふのです。もう一つ、食糧事情が窮乏しておる。食糧事情は日本全國窮乏しておるのであるがゆえに、多數の者がはいつてきたところ、公共の福祉に反することはないだらうと思ひます。問題はむしろ食糧事情のために公共の福祉に反するといふのであれば、あるいは災害の場合に都市にたくさん来る、交通が杜絶する、輸送ができない、こういうところ

に大きな悩みがあるという點だけだろと思ひます。しからばそういう點から考へてみますと、現在の東京の狀況におきまして、交通が杜絶した場合には、どうしてもこれはひとつの困難な状態になる。しかしそれで二割殖えたところが三割殖えたところ、私は同じことなんだと思ふ。いかなる點から考へてみましても、それだから公共の福祉に反するといふ點については理由がないじやないか、こういうふうに考へます。もう一つの點は、この法律は住居移轉の自由と職業の自由とを両方に掲げておりますが、私は職業の自由と住居の自由を同日に掲げてはいかぬものである、住居移轉の自由はこれは別個の觀點から立てなければならぬのだ、なぜならば、憲法上におきまして住居移轉が公共の福祉に反するといふのは、たとえば傳染病になつた人が勝手なところに居住してしまふと困る。そういう場合においては住居移轉を禁止する、これがいわゆる居住移轉の禁止の本質的な一つの點である。職業の禁止といふのは、やはりそれに反して日本の大きな計畫からいって、いち／＼企業許可によつて、これは職業の禁止に屬するかどうか、ちよつと疑問の點もあつたが、さういふ方法もつていかなければならぬ。これは全然觀點が別なものである。もつとも職業の轉換といふこともありましようが、しかしこれは多くの人々がどうやつてみたつて、直接に公共の福祉に反する問題ではない。公共の福祉に反するといふ住居の觀點については個別的に考へていくのが正しい解釋ではないか。それからもう一つは、私の説明するまでもなく、

明治憲法と今回の憲法との相違は、法律によつて人民の自由權を阻害しないといふのが根本的な點でありますから、われ／＼はこの解釋はどうしても狭義に解釋していかなければならぬ。もつとも現在のよう民主主義政權が指導的な立場にある以上は、私たちは安心しております。しかしながら議會政治である以上、反對な政權も出なければならぬ。そういう場合においては、こゝいうものを嚴格に解釋しておかぬと、私は非常な危險を包蔵することになると思ふ。私は今回の憲法の改正の趣旨が自由權を完全に認めたといふことは、私が説明するまでもなく一つの大きな觀點だから、それを阻害するよるなことがあつてはならないと考へる。そういう意味から考へてみまして、これは公共の福祉に反するといふ理由では、この法律を出す理由がないのではないかしらん、通らぬといふふうに考へますから、よくこの點は憲法違反の點をもう一度御考慮願ひたい。こゝいうように思ふ次第であります。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのお話の中に、職業の問題と住居の問題と両方いろいろ、出ましたように思ひますが、私も私どもは、第一條に雇用といふやうな文字が上つておりますが、これらは雇用するために對處するといふことであつて、現實にこの法案のねらつておりますのはたゞいま御指摘になりました憲法二十二條の居住、移轉、居住よりはむしろ移轉といふのが直接のねらいだらうと思ひます。從つて二十二條の點については、移轉といふ問題でこれを論及していただければよいだらうと思ふわけでありま。そこで移轉先、すなわち轉入先の情勢を

一條に條件として掲げて、かような惡條件にある場所への轉入を抑制する、この惡條件として先ほどお言葉にありました住宅の問題もありまし、また食糧の問題もあり、あるいはまた先ほど私は申しませんでしたが、交通事情なども最近な例でありますけれども、電車に乗りまたびごと、どうしてこんなによけいな人がこゝにおらなければならぬだらうかといふことを痛感しておるのであります。つまらぬことではありますけれども、あらゆる惡條件が總合集積して、こゝにこの法案を必要とするこゝになつておるだらうと思ふわけでありま。從つて先ほど申しましたように、この法案がなかつた場合のことを考へますれば、まさに憲法の要請しておるこの條件に該當するものといふふうに確信をもつわけでありま。これからこれはエピソードではないん、恐縮でありますけれども、ちよつと新憲法を立案しておりましたときに、われ／＼の方もお手傳ひしておつたのですが、たしか抑制の方は三月一日かにできた、これは並行してやつておつたわけでありま。實はそのことを頭におきながらこれを書いたといふ、これは何も氣に止めていたといふやうな趣旨で申し上げておるのであります。一つのエピソードとして申し上げておきます。

○足立委員 今法制局の方で、公共の福祉に反するといふやうなことを確信してお話であります。これは永掛論になると思ひますが、これは私は自由によつたところが公共の福祉に反しないといふことを確信しておるのであります。この點はどうしても解決のつかない一つの溝だと思ひま

明治憲法と今回の憲法との相違は、法律によつて人民の自由權を阻害しないといふのが根本的な點でありますから、われ／＼はこの解釋はどうしても狭義に解釋していかなければならぬ。もつとも現在のよう民主主義政權が指導的な立場にある以上は、私たちは安心しております。しかしながら議會政治である以上、反對な政權も出なければならぬ。そういう場合においては、こゝいうものを嚴格に解釋しておかぬと、私は非常な危險を包蔵することになると思ふ。私は今回の憲法の改正の趣旨が自由權を完全に認めたといふことは、私が説明するまでもなく一つの大きな觀點だから、それを阻害するよるなことがあつてはならないと考へる。そういう意味から考へてみまして、これは公共の福祉に反するといふ理由では、この法律を出す理由がないのではないかしらん、通らぬといふふうに考へますから、よくこの點は憲法違反の點をもう一度御考慮願ひたい。こゝいうように思ふ次第であります。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのお話の中に、職業の問題と住居の問題と両方いろいろ、出ましたように思ひますが、私も私どもは、第一條に雇用といふやうな文字が上つておりますが、これらは雇用するために對處するといふことであつて、現實にこの法案のねらつておりますのはたゞいま御指摘になりました憲法二十二條の居住、移轉、居住よりはむしろ移轉といふのが直接のねらいだらうと思ひます。從つて二十二條の點については、移轉といふ問題でこれを論及していただければよいだらうと思ふわけでありま。そこで移轉先、すなわち轉入先の情勢を

一條に條件として掲げて、かような惡條件にある場所への轉入を抑制する、この惡條件として先ほどお言葉にありました住宅の問題もありまし、また食糧の問題もあり、あるいはまた先ほど私は申しませんでしたが、交通事情なども最近な例でありますけれども、電車に乗りまたびごと、どうしてこんなによけいな人がこゝにおらなければならぬだらうかといふことを痛感しておるのであります。つまらぬことではありますけれども、あらゆる惡條件が總合集積して、こゝにこの法案を必要とするこゝになつておるだらうと思ふわけでありま。從つて先ほど申しましたように、この法案がなかつた場合のことを考へますれば、まさに憲法の要請しておるこの條件に該當するものといふふうに確信をもつわけでありま。これからこれはエピソードではないん、恐縮でありますけれども、ちよつと新憲法を立案しておりましたときに、われ／＼の方もお手傳ひしておつたのですが、たしか抑制の方は三月一日かにできた、これは並行してやつておつたわけでありま。實はそのことを頭におきながらこれを書いたといふ、これは何も氣に止めていたといふやうな趣旨で申し上げておるのであります。一つのエピソードとして申し上げておきます。

す。それからもう一つ法制局長官に伺いたのですが、住居移轉は一般にそういうふう大きく御解釋なさるのですか。個別的に傳染病のときに移轉を禁止するとか何とかいう法律は出さなければならぬわけですか。そういう點が主眼だと考えておりますが、その點いかがですか。

○佐藤(邊)政府委員 これは平常時における典型的な例は、おそらく御指摘のように傳染病のような場合だと思ひます。しかしこれはあらゆる時期を通しての典型的な例であつて、今日のよう特殊の經濟情勢にあります時期に於いての場合を考えますと、この憲法の移轉を制限するという事柄自身から申しますと、そういう地域を押さえての移轉の制限ということとは、この文字の中にはいると考へております。

○足立委員 これで私は質疑を打ち切りたいと思ひますが、結論といたしまして、どうも制限を解除しても、決して公安の福祉には反しないと考へておりますので、なおもう一度法制局においてお考えを願つたらという點を申し添えておきます。

○高倉委員 この第二條の第一項第一號に「國民生活を再興するため當該地域内において必須の業務に従事する者」とあります。私缺席したので、他の委員からお尋ねしたと思ひますが、この業務に従事するというのは、どういうものを指しておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○岩澤政府委員 先ほどお配りいたしました轉入抑制緊急措置は、從來からやつております實施要領の中に大體書いてありますが、それを御覽くだされば、今われ／＼が取扱つておるものに

ついては、そういう範圍についてやつておりました、非常に幅は廣いのです。

○高倉委員 そうすると、この中には業務でないかどうか知りませんが、國會議員なんかはいつておりますか。

○岩澤政府委員 これは大體第一項の中に含めての轉入抑制の場合において、その運用の上においてこれをやつておるのであります。

○高倉委員 實は私國會が始まると同時に參つたのですが、こちらの方で下宿をするので下宿屋に行つたところが、その下宿屋では配給切符をもつてきてもらなければ困るというわけですが、實は取寄せたわけですから、そうしてその區役所へ行きまして話したところ、これがどうも認められぬ。何かの國會議員としての證明をくれといふのであつて、當選證書をもつて行つたのです。それで證明をいただきまして、現在配給を受けておるわけです。従つて郷里の方では配給をもらつておりません。そこでここへ轉入したような形になつておるのでありますが、寄留はしておらない。そこであらゆる配給物はここで受けておるのですが、こゝなつてくるとこへ轉入したことになるか、あるいは轉入しないで配給だけ受けておることになるか。従つてこれに對する選舉權の問題にも影響する。この點はどういうふうに解釋しておられますか。

○岩澤政府委員 寄留とは全然別の問題になるのです。そこで今お話のようなどころは、もちろん國會議員のような重責におられる人は、現段階におきましては國民生活のために非常に御盡力になつておられるお方でありまして、

ら、結局第六號に「その他主務大臣の定める者」というのがありますが、これによつて從來までやつておりましたのが、内務大臣の定める省令で出しておるもので、その五項でござんになります通りに、例示はしてありませんけれども、市區町村長の認めるもの、こういうものにおいては轉入はらくに、國會議員の方については取扱つておることと思ひます。

○高倉委員 そうするとそれに對して寄留しなくとも、食糧その他の配給は受けませんが、選舉權その他には何か關係ありませんか。

○岩澤政府委員 關係ありません。

○村瀬委員 本案に對する質疑は、この程度で打ち切りとせられんことを望みます。

○荒木委員長 村瀬君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○荒木委員長 御異議なしと認めます。質疑は終了いたしました。

横須賀港を開港に指定する等の法律案及び都會地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案の兩案は次回委員會におきまして、討論採擇に入ります。

○荒木委員長 お諮りいたします。坂本幸太郎君より留萌港を開港場に指定の請願、文書表第二九五號を、都合により取下げたいという申入れがあります。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○荒木委員長 御異議なしと認めます。

○荒木委員長 本日はこの程度にいたしましたので、明日火曜日午前十時より委員會を開きます。本日はこれをもつて散會いたします。

午後一時四十五分散會

昭和二十三年一月十九日印刷

昭和二十三年一月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局